

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 経過措置の期間の短縮

国が定める基準を満たさない認可外保育施設であっても届出があれば子育てのための施設等利用給付の対象施設とみなす等の経過措置の期間を、施行後「五年間」から「三年間」に短縮すること。

(附則第四条関係)

二 改元に伴う元号の表記の整備

改元に伴い、平成の元号を用いた表記の整備を行うこと。